

Ⅲ-4-2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

景観形成重点地域：眺望景観保全地域 ②盛岡城跡公園から南昌山眺望領域

眺望の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・南昌山は山容に特徴があり、特異なランドマークになっている。天候を予測する山として市民に身近な存在でもある。 ・盛岡城跡公園は盛岡城址として盛岡の歴史のシンボルの存在であり、また市街地中心部に位置する代表的な都市公園として市民に親しまれており、岩手山と南昌山の2方向の眺望を確保することは、周囲が山に囲まれた盛岡の特徴を表す代表的な景観である。
届出対象行為	<ul style="list-style-type: none"> ・Ⅲ-9 届出対象行為及び特定届出対象行為の別表による。

景観形成の基本方針

・盛岡城跡公園から南昌山の眺望を確保するため、箱ヶ森標高 600mラインと北側稜線の交点及び東根山標高 600mラインと東側稜線の交点を結ぶ眺望領域の建築物等の高さを規制する。

景観形成の基準等

報告基準	<ul style="list-style-type: none"> ・視点場を淡路丸に設定し、南昌山(848m)を中心に一体に見える箱ヶ森山(865m)から東根山(928m)までの山容全体を対象に、少なくとも南昌山の5合目とされる標高 600mより上部の眺望を保全すること。 ・建築物等の各部分の高さ(屋上の工作物等を含む絶対的な高さ)は、視点場の標高(136.9m)及び視点場から建築物等の各部分までの水平距離に仰角1度48分($\tan 1^\circ 48' = 0.0315$)を乗じた数値に1.5m(人の目線の平均的な高さ)を加えた数値から建築物等の計画敷地の標高を減じた数値以下とすること。
-------------	---

* 建築物等の高さ制限の算定式

建築物等の高さの上限値
 東根山標高 600mラインと東側稜線の交点の標高 600mより上部の眺望を保全する。

$$= ((\text{視点場の標高} : 136.9\text{m} + 1.5\text{m}) + \text{視点場から建築物等の各部分までの距離} \times \tan 1^\circ 48')$$
 —計画地の地盤標高
 (注: $\tan 1^\circ 48' = 0.0315$)
 ・別図(盛岡城跡公園から南昌山眺望領域図)は最も眺望阻害の恐れが大きい4ゾーンを示し、そのゾーンに対応した建築物等の上限の高さの平均値を別表(眺望を確保する為の建築物の高さの許容値)にまとめた。
 ・なお、別図(岩手山眺望領域)以遠の範囲であっても、上記方程式を満足する必要がある。



視点場位置：盛岡城跡公園・淡路丸(本丸下馬場)

「このデータは、岩手県の承認を得て岩手県所有の2,500分の1(5,000分の1, 10,000分の1)地形図を使用したものである。(承認番号)平成17年6月20日岩手県指令第8-2号」

ゾーン	1	2
現況地盤高 GL※	123.1~124.5m	120.6~123.1m
眺望ラインの標高 $\alpha=1^\circ 48'$ のとき	138.4+	138.4
	$0\sim 200 \times \tan \alpha$	$200\sim 400 \times \tan \alpha$
眺望が確保できる 建築物などの高さ	138.4~144.7m	144.7~151.0m

3	4
120.9~122.7m	121.2~122.7m
138.4+	138.4+
$400\sim 600 \times \tan \alpha$	$600\sim 800 \times \tan \alpha$
151.0~157.3m	157.3~163.6m
28.3~36.4m	34.6~42.4m

$\tan \alpha = 0.0315$

※この表の現況地盤高は各ゾーン内にある街区基準点の標高の平均値を参考に計算していますので、具体的に建築等を検討する場合は、計画地の現況地盤高を調査してください。